

## 議案第18号 小松島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

### 《改正の趣旨》

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、後期高齢者医療加入時の住所地特例の適用対象者を拡大する等の改正を行うもの。

小松島市後期高齢者医療に関する条例(平成20年小松島市条例第10号)新旧対照表

現行	改正後 (案)	備考
(保険料を徴収すべき被保険者) 第3条 小松島市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。 (1) (略) (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項_____の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等(同項_____に規定する病院等をいう。以下この条において同じ。)に入院等(同項_____に規定する入院等をいう。以下この条において同じ。)をした際小松島市の区域内に住所を有していたもの_____ (3) 法第55条第2項第1号_____の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際小松島市の区域内に住所を有していたもの_____	(保険料を徴収すべき被保険者) 第3条 小松島市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。 (1) (略) (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下この条において同じ。)に入院等(法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下この条において同じ。)をした際小松島市の区域内に住所を有していた被保険者 (3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際小松島市の区域内に住所を有していた被保険	追加 改正 改正 改正 追加

—  
(4) 法第55条第2項第2号

\_\_\_\_\_の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行つた同号\_\_\_\_\_に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際小松島市の区域内に住所を有していたもの

#### 附 則

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

2 平成20年度における被扶養者であった被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期別の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 第3期 10月1日から同月31日まで
- (2) 第4期 11月1日から同月30日まで
- (3) 第5期 12月1日から同月25日まで

者

(4) 法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行つた法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際小松島市の区域内に住所を有していたもの

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により小松島市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

#### 附 則

追加

改正

追加

削除

- (4) 第6期 1月1日から同月31日まで
- (5) 第7期 2月1日から同月28日まで
- (6) 第8期 3月1日から同月31日まで

3 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

(延滞金の割合の特例)

4 (略)

(延滞金の割合の特例)

2 (略)

改正

小松島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(平成25年小松島市条例第28号)新旧対照表 (附則第2項関係)

現行	改正後 (案)	備考
<p>附 則</p> <p>1 (略) (延滞金による経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の小松島市後期高齢者医療に関する条例 附則第4項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以降の期間に 対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものにつ いては、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略) (延滞金による経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の小松島市後期高齢者医療に関する条例 附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以降の期間に 対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものにつ いては、なお従前の例による。</p>	改正